

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護重要事項説明書

令和6年6月1日

あなたに対する特定施設入居者生活介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）178条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 指定特定施設入居者生活介護サービスを提供する事業者

事業主体の名称		社会福祉法人 松本ハイランド
事業主体の代表者氏名及び職名		理事長 松澤 幹夫
事業主体の主たる 事務所の所在地 (連絡先)	住 所	長野県松本市大字和田2240番33号
	電話番号	0263-40-3377
	FAX 番号	0263-40-3370
	ホームページアドレス	https://www.yumenosato.info
法人設立年月日		平成13年3月14日

2 サービス提供を担当するご利用事業所

事業所名称		松本市立松風園
長野県指定事業所番号		特定施設入居者生活介護 第 2070202094 号
指定年月日		平成20年4月1日
事業所の所在地 (連絡先)	住 所	長野県松本市入山辺1509-1
	電話番号	0263-32-2186
	FAX 番号	0263-32-2183
管理者		羽田野 誠

3 事業の目的

養護老人ホーム松本市立松風園において、要介護又は要支援となられた入居者の能力に応じ、外部サービス利用型の特定施設サービスを提供することにより、自立した日常生活を営むことが出来るよう援助することを目的とします。

4 事業所施設の概要

(1) 住居の構造等

敷地面積		9205.90 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
	延床面積	2889.24 m ²
	利用定員	104人（内 特定施設 44人）

(2) 主な設備

設備の種類	部屋数	備 考	設備の種類	部屋数	備 考
居 室	22室	二人部屋 10.8 m ²	静 養 室	1室	
集 会 室	1室		診 療 室	1室	
食 堂	1室		調 理 室	1室	
浴 室	1室		職 員 室	1室	
面 談 室	1室		宿 直 室	1室	

*上記は、厚生労働省が定める基準により、養護老人ホームとして必置が義務付けられている設備です。

5 事業所の職員体制（特定施設部門）

(1) 職務の内容並びに職員配置状況

職 種	職 務 内 容	人員数
管 理 者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	(常勤換算) 1人
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。	(常勤換算) 1人
生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。	(常勤換算) 1人
看 護 職	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。	(常勤換算) 1人
介 護 職	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	(常勤換算) 5人以上

(2) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 職	8時30分～17時30分（養護老人ホーム松本市立松風園園長を兼務）
計画作成担当者	8時30分～17時30分
生活相談員	8時30分～17時30分
看 護 職	8時30分～17時30分
介 護 職	早 番：7時00分～16時00分 日 勤：8時30分～17時30分 遅 番：9時30分～18時30分 夜 勤：16時30分～翌日9時30分

7 提供サービスの内容と利用単位

(1) 介護保険給付対象サービスの内容

サービスの種類		サ ー ビ ス の 内 容
基本サービス	特定サービス計画の作成及び事後評価	日常生活全般の解決すべき課題及び意向を踏まえたサービス計画を作成します。また、サービス提供の目標達成状況を評価し、その結果を書面に記載し、入居者に説明を行います。
	安否の確認	従事者により、入居者の日常の心身の状況、生活状態を常に気配りいたします。
	相談及び援助	入居者の日常生活全般の支援を行うとともに、入居者とその家族からのご相談に応じます。
	健康管理	看護職員により入居者の状況に応じた適切な措置を講じます。外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。
委託指定サービス事業者が提供するサービス	食 事	入居者の状況に応じて適切な食事支援を行なうと共に、食事の自立についても適切な援助を行ないます。
	入 浴	入居者の状況に応じて適切な入浴介助を行なうと共に、入浴の自立についても適切な援助を行ないます。
	排 泄	入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。
	離 床	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
	着替え	生活のリズムを考え朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
	整容等	清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容のための援助を行ないます。

(2) 介護保険給付対象サービスの利用単位

① 基本利用単位（１日につき）

区 分	利用単位
要介護 １～５	84 単位
要支援 １～２	57 単位

＊ 前記（１）に記載の「基本サービス」が該当

② サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（１日につき）

22 単位 介護職員総数のうち、介護福祉士が占める割合 7 割以上
 介護職員総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 2.5 割以上
 特定施設入居者生活開度の質の向上に資する取り組みを実施している

③ 障害者等支援加算（１日につき）

20 単位 知的障害者又は精神障害者を有する入居者であって、これらの障害の状況により、
 指定居宅サービス基準第 192 条の 2 に規定する基本サービスの提供に当たって、特に
 支援を必要とするもの

＊ 老企第 40 号第 2 の 4（４）に記載

④ 特定施設サービス

ア 訪問身体介護

時 間	15 分未満	30 分未満	45 分未満	60 分未満	75 分未満	90 分未満	90 分以上
利用料金	94 単位	189 単位	256 単位	341 単位	426 単位	511 単位	561 単位 以降 15 分増す毎 に 36 単位加算

イ 訪問生活援助

時 間	15 分未満	30 分未満	45 分未満	60 分未満	75 分未満	75 分以上
利用料金	48 単位	94 単位	142 単位	190 単位	214 単位	256 単位

ウ 通院等乗降介助

利用単位：１回につき 85 単位

エ その他のサービス

サービス種別	利 用 単 位
訪 問 看 護	介護保険法関係法令等に規定する各サービスの報酬額 90 / 100
通 所 介 護	
福祉用具貸与	介護保険法関係法令等に規定する各サービスの報酬額

＊ 利用料には介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 12.8 % の加算が適用となります。また、利用料の合計単位数に地域区分割合（松本市は 7 級地）の 1.014 を乗じた金額（福祉用具貸与を除く）になります。

⑤ 介護保険給付対象サービスの利用限度

特定施設サービスの利用限度（１ヵ月）

区 分	要 支 援		要 介 護				
	1	2	1	2	3	4	5
利用単位	5,032	10,531	16,355	18,362	20,490	22,435	24,533

⑥ その他

- ア 要介護認定前に要介護状態となり介護サービスを利用された場合は、サービス料金の全額を一旦ご負担いただきますが、要介護の認定後に入居者負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。この場合、保険給付の申請に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- イ 当事業所は介護保険給付に要した費用について、入居者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、入居者に代わって市町村から支払いを受けます。(法定代理受領)
- ウ 介護保険から給付の額に変更があった場合は、変更額に合わせて入居者負担額を変更します。
- エ 入居者負担額は、日額で設定されます。

(3) 介護保険対象外サービス

養護老人ホームの生活費により施設が負担するもの以外の費用で、入居者にご負担いただくことが適当である費用は、ご自身で負担いただきます。

(4) 介護保険対象外サービスの入居者負担に対する支援金

当施設が介護サービス入居者負担加算の対象施設として認定された場合は、入居者の養護老人ホーム費用徴収階層の区分に応じた支弁割合により算出した金額を支給します。

8 利用料金のお支払方法

介護サービスを利用する場合は、費用の一定割合を入居者の方にご負担いただきますが、その負担割合は、所得に応じて1割から3割負担となります。

毎月の料金は「7 提供サービスの内容と利用単位」に記載の単位を基に算定した前月分の利用料等を利用明細書により請求いたしますので、翌月25日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

(ア) 金融機関口座からの自動振替(引落し)

ご利用可能な金融機関：松本ハイランド農業協同組合

(イ) 施設窓口での現金支払い

(ウ) 事業者指定口座への振り込み

金融機関・支所名：松本ハイランド農業協同組合 山辺支所

口座番号：普通預金口座 0002801

口座名義人：養護老人ホーム松本市立松風園 園長 羽田野 誠

* 出来得る限り金融機関口座からの自動引落によるお支払にご協力ください。

9 サービス内容等に関する苦情相談等

(1) 当施設の苦情受付・相談窓口

提供した特定施設入居者生活介護サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。また、苦情受付箱を設置しています。

- ・ 苦情受付担当者 主任寮母 飯嶋 洋子
 介護支援専門員 赤羽 文子
 総務科 林 みどり
- ・ 苦情解決責任者 園 長 羽田野 誠
- ・ 受 付 日 月曜日から金曜日。ただし、12月30日から翌年1月3日までを除く。
- ・ 受 付 時 間 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 第三者委員

本事業所では、苦情を密室化させることなく、その社会性、客観性を確保し迅速かつ適正に解決するため、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

氏 名	住 所	連絡先	備 考
矢 島 牧 子	松本市入山辺 3220	31-2521	
小笠原 玲 子	松本市入山辺南方 360-イ	35-3601	民生児童委員
臼 山 洋 子	松本市入山辺 1445-1	33-4868	

(3) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関またはその他の機関に申し立てることができます。

- ・松本市役所高齢福祉課 介護福祉担当 TEL 0263-34-3214
- ・長野県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 TEL 026-238-1580
- ・受付日時 毎週月曜日から金曜日。午前9時から午後5時まで

(4) 第三者評価

当施設では、第三者評価機関による評価は行なっていません。

10 健康管理体制

健康で快適な生活を送っていただくために、年1回の健康診断・胸部レントゲン撮影・インフルエンザ予防接種（全員）・健康相談等を行うほか、入居者が入所中に医療を必要とする状態になられた場合、下記の医療提供体制を整えています。

① 施設内診療

- ・内 科 隔週1回（毎月2回）
- ・精神科 毎月1回

② 協力医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
金井医院	松本市里山辺 3083	0263-32-4230	内科
医療法人愛生会 松岡病院	松本市寿北 2-6-2	0263-25-1093	精神科、神経科、内科
久根下歯科医院	松本市里山辺 3275	0263-36-8227	歯科

- * 入居者が希望の医療機関をご自分で受診することに制限はありません。
また、上記②の医療機関は優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

11 事故発生時の対応方法について

当施設からのサービス提供により入居者に事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、措置権者・身元引受人（代理人）等に速やかに連絡を行います。

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める防災計画により対応いたします。
平時の訓練	施設の防災計画に則り防災訓練を年2回、地域の皆様、入居者の方、防災関係機関も参加して実施し、非常時の災害に備えます。
防火管理者	羽田野 誠

13 施設利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用

- ・施設内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。
これに反したご利用により破損等が生じた場合、入居者の負担による現状復帰か相当の対価をお支払いいただき弁償していただく場合があります。
- ・サービス提供上及び衛生管理上必要あるときは、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることがあります。